令和７年第５回永平寺町議会定例会議事日程

（１日目）

令和７年１２月２日（火）

午前１０時００分　開　議

１　議事日程

第　１		会議録署名議員の指名
第　２		会期の決定
第　３		諸般の報告 （町長招集あいさつ）
第　４	議案第５２号	令和６年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について
第　５	議案第５３号	令和６年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について
第　６	議案第５４号	令和６年度永平寺町下水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について
第　７	議案第６７号	永平寺町松岡福祉総合センター条例の一部を改正する条例の制定について
第　８	議案第６８号	永平寺町子どもの屋内遊び場設置及び管理に関する条例の制定について
第　９	議案第６９号	永平寺町ニュースポーツ広場条例の制定について
第１０	議案第７０号	永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
第１１	議案第７１号	永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
第１２	議案第７２号	永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
第１３	議案第７３号	永平寺町議会議員及び永平寺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第１４	議案第７４号	永平寺町志比南公民館条例の制定について
第１５	発委第　２号	永平寺町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償

に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第１６　議案第７５号　令和７年度永平寺町一般会計補正予算について

第１７　議案第７６号　令和７年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について

第１８　議案第７７号　令和７年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について

第１９　議案第７８号　令和７年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について

第２０　議案第７９号　令和７年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について

第２１　議案第８０号　令和７年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について

第２２　議案第８１号　令和７年度永平寺町上水道事業会計補正予算について

第２３　議案第８２号　令和７年度永平寺町下水道事業会計補正予算について

第２４　議案第８３号　福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について

第２５　議員派遣の件

２　会議に付した事件

議事日程のとおり

３　出席議員（１２名）

１番　中　村　勘太郎　君

２番　長　岡　千恵子　君

３番　川　崎　直　文　君

５番　清　水　紀　人　君

６番　金　元　直　栄　君

７番　森　山　　充　君

８番　清　水　憲　一　君

９番　滝　波　登喜男　君

１１番　上　田　　誠　君

１２番　松　川　正　樹　君

１３番　楠　　圭　介　君

１４番　酒　井　圭　治　君

４　欠席議員（２名）

４番　　朝　井　征一郎　君

１０番　　齋　藤　則　男　君

５　永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町長	河合永充君
副町長	和田真生君
教育長	竹内康高君
消防長	宮川昌士君
総務課長	多田和憲君
契約管財課長	朝日清智君
防災安全課長	吉田　仁君
財政課長	原　武史君
総合政策課長	江守直美君
会計課長	吉田正幸君
住民税務課長	池端時枝君
福祉保健課長	高嶋　晃君
子育て支援課長	清水智昭君
農林課長	島田通正君
商工観光課長	寺岡孝純君
建設課長	竹澤隆一君
えい住支援課長	長瀬武英君
上下水道課長	勝見博貴君
地域づくり応援課長	鈴木克幸君
学校教育課長	山口健二君
生涯学習課長	源野陽一君

６　会議のために出席した事務局職員

議会事務局長	波多野清志君
書記	清水和仁君

～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～

（午前１０時００分　開会）

～開　会　宣　告～

○議長（酒井圭治君）　開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る１１月２５日、町長より令和７年第５回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げたところ、各議員におかれましてはご健勝にて、ここに本定例会が開会できますこと厚くお礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、円滑なる議事進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めてあります。

本日の議事日程は、会議規則第２１条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほど、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は、１２名で定足数に達しております。

これより、令和７年第５回永平寺町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第１　会議録署名議員の指名～

○議長（酒井圭治君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、９番滝波議員、１１番上田議員を指名します。

～日程第２　会期の決定について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第２、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日１２月２日から１２月２３日までの２２日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日１２月２日から１２月２３日までの２２日間に決定しました。

～日程第３　諸般の報告～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第３、諸般の報告を行います。

諸会合の出席状況報告書を皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどお願いいたします。

次に、例月出納検査の結果が、監査委員より提出されております。

その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告に代えさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君）　おはようございます。

本日、令和７年第５回永平寺町議会定例会の開会に当たり、町政運営の所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明いたします。

年の瀬を迎え、いよいよ慌ただしい時期になってまいりました。

議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、ご参集いただき、厚くお礼申し上げます。また、ますますご壮健でご活躍のことと心からお喜びを申し上げます。

暖房器具の使用頻度が高くなる時期を迎えることから、先月には秋の火災予防運動期間において、女性消防団員が高齢者宅防火訪問、幼稚園児による商業施設での防火広報、消防団車両による夜間警鐘パトロールを実施しました。また、町内事業所で組織する防火協会においては、自衛消防操法大会、防火標語コンクールを開催し、火災予防啓発も行っております。住民の皆様にもぜひご一読いただき、火災予防を再確認いただきたいと思います。

さて、福井気象台の今後の予報では、平均気温及び降雪量が平年並みの見込みと予想されているものの、冬の初め頃は一時的にラニーニャ現象に近い状態となり、強い寒気が入りやすくなります。昨年度も寒波の影響により、一時的な大雪になりましたが、これまで積み重ねてきた雪対策の成果により、適切な対応を行うことができました。今年度も積雪モニタリングシステムによる２４時間体制の遠隔監視や、ＧＰＳを活用した除雪車位置情報システムの導入により、現地に赴かずとも除雪状況を把握できる仕組みを整え、急な降雪にも迅速に対応できる体制を構築してまいります。また、地域の共助組織で除雪を行う際には、対象区域を拡充した道路除排雪作業用燃料支給事業をご活用いただき、高齢者宅など配備が必要な敷地等にご対応いただけたらと思います。住民の皆様におかれましても、

地域ぐるみの支え合い除雪や公共交通機関の利用による幹線道路での立ち往生の抑制など、ご理解とご協力をお願いいたします。

続いて、交通安全管理について申し上げます。

本町では、昨年４月以降、交通死亡事故の発生がなかったことから、先月２８日に福井県警察本部長から交通死亡事故抑止功労の表彰を頂きました。

これは住民の皆様の交通安全意識の高さや、交通指導員会をはじめ、交通安全協会など、各種団体の皆様による啓発活動等のたまものです。この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

また、道路交通法の一部改正に伴い、１６歳以上の方々を対象とした自転車による交通違反に対しての厳格化が来年４月に施行されます。この法改正は近年の自転車による交通事故件数の増加を背景としたもので、悪質・危険な自転車運転が交通違反取締の対象となるものです。町としましても、これまで進めてきました自転車用ヘルメット着用促進とともに車道左側通行が可能となるインフラ整備や啓発活動に努めてまいります。

そのほか、今月１１日からは年末の交通安全県民運動が始まります。

当日早朝には職員が各所団体の皆様と共に町内の主要交差点において、交通安全運転の呼びかけを一斉に行います。

冬季に向けて、降雪や、路面凍結、交通混雑など道路交通環境の悪化や飲酒する機会が増えますと事故増加が懸念されますので、私たち一人一人が交通ルールの遵守や、正しい交通マナーを励行することで事故の未然防止となるよう、一層の啓発に努めてまいります。今後も交通死亡事故のない町の継続を目指し、福井警察署や関係団体と密に連携しながら交通安全対策を実施してまいります。

続いて、有害鳥獣対策関連について申し上げます。

今年は山の木の実が不作となり、熊が人の生活圏に大量出没し、全国的には死亡事故を含めた被害数が過去最大となっております。幸いにも本町における人身被害はなく安堵しておりますが、奥越地方を中心に出没数が多く見られており、町内での目撃及び痕跡情報があった場合には、農林課において現場確認、パトロール、警察通報、関係区庁連絡等、すぐに対応できるよう体制を取っております。

また災害対策本部ラインにもいち早く情報を提供し、関係課から関係施設等への連絡、防災無線による放送及び消防本部による警鐘パトロールを実施しております。

そのほか、熊を生活圏に寄せさせないために、誘引物となる柿等の樹木伐採に

かかる費用に対して、２０万円を上限に地区への補助を行っております。引き続き、関係課や関係機関と密に連携を取りながら、安全対策の徹底を進めてまいります。

続いて、物価高騰対策関連について申し上げます。

先月２１日には国の総合経済対策が閣議決定され、今月中に成立の見込みです。

国の対策は特に個人消費の底上げと、成長戦略強化を図る方向で消費マインドの向上と、中小企業・小規模事業者の賃上げ環境の整備など、国内経済の強さを取り戻す政策が見込まれており、既に発表されている冬季の電気・ガス料金補助に加えて、子育て応援手当や、重点支援地方交付金を有効に活用した食料品高騰対策等の早期実施が求められております。本町としましても、住民の皆様の安定した生活と地域経済の維持に向けて効果的な支援策を迅速・柔軟に進めてまいります。

いずれの支援も今国会で予算が承認され次第、速やかに本町議会に提案させていただきたいと思いますので、議員の皆様にはご理解のほど、よろしくお願いします。

続いて、子どもの屋内遊び場関連について申し上げます。

天候に左右されず遊べる場所として、子どもの健やかな成長を支え、就学前の親子が安心して過ごせる施設づくりを進めてまいりました。

今月１９日に屋内遊び場「えいぱーく」としてオープンの運びとなりました。

施設内は明るい白を基調に県産材の温かみを感じられる内装としております。

遊具は年齢に合わせて３つのエリアに分けることで、子どもたちが様々な体験を通して、楽しく成長できる場を目指してまいります。

また、「えいぱーく」と並行して整備を進めてきましたニュースポーツ広場、えいスポーツも同日オープンとなりました。

子どもから高齢者まで幅広い年齢層の皆様にスポーツを楽しんでいただける施設となっておりますので、親子連れの皆様をはじめとした住民の皆様にぜひご利用いただき、地域のつながりを育む大切な空間となるよう期待しております。

続いて、部活動関連について申し上げます。

上志比中学校吹奏楽部が北信越大会において見事金賞を受賞され、さらに北陸代表として、去る１０月に山形県で開催された全国大会、東日本学校吹奏楽大会に出場し、銀賞という輝かしい成果を修められました。

全国大会での金賞という目標には届きませんでしたが、全国の舞台で堂々と演

奏し、確かな実績を残されたことは本町にとりましても大きな喜びであり、誇りでもあります。この経験は部員の皆さんにとって、かけがえのない財産となり、今後のさらなる飛躍につながるものと思っております。町としましても部活動における若い力の発揮を後押しするため、これからも引き続き支援してまいります。

続いて、民生児童委員関連について申し上げます。

先日、委員の皆様には厚生労働大臣及び福井県知事からの委嘱状を伝達させていただきました。今年は全国一斉改選の年となっており、本町においても新任４５名、再任１０名を合わせて５５名の方に地域福祉向上のため、その職務を担っていただくこととなりました。

委員の皆様には、地域の方々にとって、最も身近な相談役であり、行政と地域を結ぶ大切なパイプ役でございます。また、温かい気づきと見守りの活動は地域のお住まいの方々にとって、大きな支えであり、安心して暮らせる地域づくり、笑顔あふれる優しい町づくりに不可欠なものでございます。委員の皆様には、どうか共に支え合い、助け合う地域づくりのため、ご尽力いただきますようお願い申し上げます。

続いて、宅地造成管理について申し上げます。

東古市の宅地造成工事につきましては、順調に進んでおり、当初計画のとおり年内完成となる見込みでございます。

９月から先行販売では、２区画の販売に対して、６組の申込みがありましたので、契約候補者選定の抽選を行いました。

ほかの区画を希望する方もいらっしゃることから、引き続き成約に向けて進めてまいります。

また、永平寺、上志比地区における町の宅地造成には一定のニーズがありますので、引き続き造成地の選定や規模などについて検討を進めてまいります。

続いて、観光ＤＭＯ関連について申し上げます。

１０月には国より新たなガイドラインが示され、中長期観光経営戦略が必須項目となるなど、実効性や持続性を伴った観光誘客の在り方が求められることとなりました。先日のグリーン・デスティネーション、ＴＯＰ１００に選出された際にも本町の持続可能な観光への取組が認められたと伺っており、そういった持続性は観光分野における重要なキーワードになると考えております。今後も観光ＤＭＯを中心に町内事業者、関係団体、また住民の皆様と連携し、本町らしい地域資源を最大限に生かした魅力ある観光地づくり、地域づくりに取り組んでまいり

ます。

それでは、議案等の概要について申し上げます。

議案は条例改正及び制定が８件、補正予算が８件、規約変更１件の計１７件でございます。条例関連は松岡福祉総合センター条例、一般職の職員の給与に関する条例等、火災予防条例、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等及び町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正、子どもの屋内遊び場設置及び管理に関する条例、ニュースポーツ広場条例及び志比南公民館条例を新たに制定するものでございます。

補正予算は、一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、町立在宅訪問診療所特別会計、土地開発事業特別会計、上水道事業会計及び下水道事業会計におけるそれぞれの所要額を補正するものでございます。

また、規約変更は福井市坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更でございます。

以上、本定例会の開会に当たり、議案等の概要を申し上げましたが、詳細については上程の都度、ご説明いたしますので慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。

よろしくお願いします。

～日程第４　議案第５２号　令和６年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第４、議案第５２号、令和６年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について、を議題とします。

本件は、去る令和７年９月２日、予算決算常任委員会に付託された議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

会議規則第３９条、第２項の規定により、本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

２番、長岡議員。

○２番（長岡千惠子君）　はい、それでは議案第５２号につきまして報告させていただきます。

予算決算常任委員会に委託されました議案第５２号の令和６年度一般会計及び特別会計の決算認定について、令和６年度決算書、決算成果表の資料に基づき、

所管課長、関係職員の出席を求め、延べ７回にわたり慎重に審査いたしました。

１１月６日には当委員会１２名の出席の下、採決を行い、賛成９名の賛成多数でございました。

よって、本委員会に委託されました議案第５２号につきましては、原案のとおり認定することに決定いたしました。

なお、審議の中で令和５年度の交付金の交付遅れに伴い、令和５年度の決算で決算書に記載がないのではないかという指摘がありました。

令和５年度の決算書には、未債権額として計上し、監査委員意見書の２５ページに収入未済額とし、言及、記載がありました。

決算帳票とは、決算書、決算成果表及び監査委員意見書の３点といたします。

よって、決算書への記載はされているというふうに認識いたしましたので、申し添えます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君）　これより議案第５２号の委員長報告に対する質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

６番、金元議員。

○６番（金元直栄君）　はい、２０２０年の決算へのいろんな常任委員会の審議の状況ですけども、これ委員長にぜひお聞きしたいのは、常任委員会での論議は十分に行われたかどうか。

また、総括質疑では、町長の最終的な答弁は十分に聞くことができましたかということだけはお聞きしたいと思います。

○議長（酒井圭治君）　長岡議員。

○２番（長岡千恵子君）　はい、予算決算常任委員会におきましては、延べ７回にわたり慎重なる審議を重ねてまいりましたと認識しております。

なお、総括質疑における町長への答弁ですけれども、町長は決算に関わる答弁をきっちりされたと私は認識しておりますので、お答えとさせていただきます。

○議長（酒井圭治君）　ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

６番、金元議員。

○６番（金元直栄君）　２０２４年度決算への討論です。今、一般会計及び特別会計の決算認定の件ですが、その決算を見てみますと、学校給食の無償化をはじめ、町民に喜ばれている事業も多いことは認めますが、私はその中でも２０２４度決算への反対討論をさせていただきます。

１つは、これは懸念ですが、職員の福利厚生ではストレスチェック、メンタルヘルスの中でカウンセリングが増えているという報告がありました。

最近にニュースでも、敦賀市の上司によるパワハラで、いわゆる職員の自殺者が出ているという問題や、知事はセクハラメールで辞職を表明しているなど話題となっているところです。

数字の変化から、いわゆる自浄作用で課題を見つけ出し、早いうちにチェックできる体制がつくられているのか。

安心してものが言える職場になっているのか。

報告を見ていても心配ですが、第三者を含めて、体制の整備が行われているかという点では見えていなかったと思っています。

２つ目ですが、本町の基金は、これは毎回指摘していますが、繰越金を含めると約５７億円、これは監査の中でも指摘されていると思いますが、目的別基金に積んでいるとはいえ、国は自治体の金余りを指摘しているところです。

コロナ禍などで国の緊急経済対策補正も含め、国の示してきた目的は示されているはずですけれども、全国では経済対策も含めて基金の取崩しも随分行われていると聞いています。

合併２０年になるわけですけれども、財政面についても切り込んだいろんな取組が必要なのではないかと思っているところです。

３つ目には、国のいう自治体事務の標準化システムへの移行の問題です。

全国でも多くの矛盾が噴き出しているということを聞いているところです。

町独自の政策をどうするのかも見えてきてはいないなどということから、どういうところが課題であり、問題となるのかも今のところは示されておりません。

ただ、これには多額のお金が使われています。

町に十分な準備もないのに、国が勧めることだからとして進めるこのやり方には、ちょっと問題があると私は思っています。

これはまた一般質問でもさせていただきますけども。

４つ目には自衛隊員募集の通知を適齢者にダイレクトメールを町が行っているという問題です。

今の自衛隊、海外への派兵だけでなく、敵地攻撃のミサイルまでもそういうことに進んできていますが、かつてイラクへの派兵では帰還後、多くの自衛隊員の自殺者が出ていることを考えると、行政がこれに関わっていいのかどうかというのは問題だと思っています。

次に、地域づくり応援課の準備に向けてあったとしたと思いますが、永平寺支所、上志比支所を事務分掌からなくしてしまうのには反対です。

歴史的、文化的な地域名が安易な発想で消えていくのは、この提案につながる行為についても認められない、こういうことを指摘しておきます。

６つ目ですが、福祉の問題です。

町の中の社会福祉協議会の町としての位置づけと支援の問題です。

３千万から４千万円の赤字がここ何年か続いていました。

その点をこれまで私も指摘してきましたけれども、民間団体のことだからと取り合ってこなかったと思っています。

いよいよ行き詰ってきたところで、経営分析から再建プランへと現在は町もこの方向を支援するといっているところですけども、この間、社協で働く職員のボーナス等は切り詰められてきて、大変な思いをしているところだと思います。

もっと早い町の支援の申出こそ必要な年だったのではないかと思っています。

やはり、ここでも人手不足に悩まされているという問題がありました。

７つ目には、保育士が募集しても集まらないという問題です。

人手不足だから、保育士の資格を取るために学校で学ぶ人たちも定員に達しないぐらいだから仕方がないという方向が見えるように思います。

本町は数年前に２園を廃合して、２０名の保育士を退職に追いやってきました。

本人の同意を得ているといいますけれども、就職してもすぐに閉園するなど、民間委託して退職に追い込まれるような、先の見えない職場に応じる人たちはいるのかと私は率直に思うところです。

本町は公立で保育を守るなど宣言が必要ではないかと思うくらいです。

それに、処遇改善は待ったなしです。

これは保育士の手当なども自治体の行革の中で削ってきた非があるわけですから、その辺はきっちり見ておく必要があると思います。

一般会計については、こういう理由で反対です。

一緒に審議されています特別会計ですが、国民健康保険特別会計については、この保険料が県下一、これはやはりいただけない状況だと思います。

もっと早い対応が必要ではなかったのか。

この年、繰越金さらに金積立が行われていることを見ると、もっと早い対応が必要だったのではないかと思っているところです。

後期高齢者医療ですが、医者にかかったとき、年金の額によって２割負担が導入され、激減緩和も終わる頃になっています。

負担が増え続けているということですが、以前はいわゆる高齢者医療というのは無料の時代もありました。

本当にそういうことも含めて、少ない年金からの捻出が大変な状況、物価高の中でも年金がそれほど上がるわけでもないですから、ここは問題だと思っています。

介護保険ですが、基金としてと、繰入金を含めると約３億円もの、いわゆる介護保険料を取り過ぎた分が残されています。

将来のために必要だと言われますけれども、本来は３年でプラスマイナスゼロにするのが、この会計の特徴であります。

金に余裕があるなら、例えば介護保険の中の総合事業に町独自の特色を出すこともできるのではないかと思うのですが、そういう方向が今のところは見えていません。

ついに、今年になって、本町でも訪問介護の事業所が廃業しました。

これまでも指摘してきましたけれども、これらは町民の福祉に大きな問題になることであります。

以前から指摘してきたところですが、ここらも含め行政の視点が、本当にもう少し考えられていいのではなかったのかと思う立場から、特別会計この３つについては反対の立場をとります。

あとについては反対するものではございません。

以上です。

○議長（酒井圭治君）　次に委員長報告に賛成者の発言を許します。

５番、清水紀人議員。

○５番（清水紀人君）　私は賛成の立場から発言いたします。

本決算におきましては、社会、経済、情勢が大きく変動する中、国民生活を守り、地域の将来を見据えた施策がおおむね適正に執行されていることを確認いたしました。

また、歳入歳出ともにおおむね適正に執行され、永平寺町の行政運営が適正で

あることを確認しております。

これは将来に向けて寄与したものと判断いたします。

したがいまして、一般会計及び各特別会計の決算認定に賛成いたします。

以上です。

○議長（酒井圭治君）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　ないようですから討論を終わります。

議案第５２号、令和６年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についての件を起立により採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。

本決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

起立多数です。

よって、本決算については、委員長の報告のとおり、認定することに決しました。

～日程第５　議案第５３号　令和６年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第５、議案第５３号、令和６年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について、を議題とします。

本件は、去る令和７年９月２日、予算決算常任委員会に付託されました議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

会議規則第３９条の第２項の規定により、本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

長岡議員。

○２番（長岡千惠子君）　はい、それでは議案第５３号につきまして報告させていただきます。

予算決算常任委員会に付託されました議案第５３号、令和６年度上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について、先ほどの議案第５２号と同様に慎重に審査いたしました。

１１月６日には当委員会委員１２名の出席の下、採決を行い、賛成１１名の全員賛成でございました。

よって、本委員会に付託されました議案第５３号につきましては、原案どおり

可決及び認定することに決定いたしました。

以上、報告させていただきます。

○議長（酒井圭治君）　これより議案第５３号の委員長報告に対する質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決及び認定です。

議案第５３号、令和６年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定についての件を、委員長報告のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決、認定することに決しました。

～日程第６　議案第５４号　令和６年度永平寺町下水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第６、議案第５４号、令和６年度永平寺町下水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について、を議題とします。

本件は、去る令和７年９月２日、予算決算常任委員会に付託されました議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

会議規則第３９条第２項の規定により、本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

長岡議員。

○２番（長岡千惠子君）　はい、議案第５４号につきまして報告させていただきます。

予算決算常任委員会に付託されました議案第５４号の令和６年度下水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について、先ほどの議案第５２号及び議案第５３号

と同様に慎重に審査いたしました。

１１月６日には当委員会１２名の出席の下、採決を行い、賛成１１名の全員賛成でございました。

よって、本委員会に付託されました議案第５４号につきましては、原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（酒井圭治君）　これより議案第５４号の委員長報告に対する質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決及び認定です。

議案第５４号、令和６年度永平寺町下水道事業会計の剰余金処分及び決算認定についての件を、委員長報告のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

～日程第７　議案第６７号　永平寺町松岡福祉総合センター条例の一部を改正する条例の制定について～

～日程第８　議案第６８号　永平寺町子どもの屋内遊び場設置及び管理に関する条例の制定について～

～日程第９　議案第６９号　永平寺町ニュースポーツ広場条例の制定について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第７、議案第６７号、永平寺町松岡福祉総合センター条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第９、議案第６９号、永平寺町ニュースポーツ広場条例の制定についてまでの３件を一括議題とします。

資料は議案書をご用意ください。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君）　ただいま一括上程いただきました議案第６７号、永平寺町松岡福祉総合センター条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第６９号、永平寺町ニュースポーツ広場条例の制定についてまでの３件について、提案理由を申し上げます。

議案書１ページをご覧ください。

まず、松岡福祉総合センター条例では、永平寺町松岡福祉総合センター内に子どもの屋内遊び場及びニュースポーツ広場を開設するに当たり、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案書３ページをご覧ください。

永平寺町子どもの屋内遊び場設置及び管理に関する条例は、天候に左右されずに遊べる場所を確保し、子どもの健やかな成長を支えるとともに安心して子育てができる環境を充実させるため、松岡福祉総合センター翠荘２階に子どもの屋内遊び場を設置するに当たり、本条例を新たに制定するものです。

次に、議案書６ページをご覧ください。

永平寺町ニュースポーツ広場条例は、子どもから高齢者まで幅広い年代の方々の健康増進及び地域住民の交流の活性化を図るため、松岡福祉総合センター翠荘２階にニュースポーツ広場を設置するに当たり、本条例を新たに制定するものです。

以上、議案第６７号から６９号までの提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君）　議案第６７号から議案第６９号までの審議につきましては、議案ごとに第１審議、第２審議、第３審議の順にて審議を行います。

これより、議案第６７号、永平寺町松岡福祉総合センター条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

担当課の補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋　晃君）　議案第６７号、永平寺町松岡福祉総合センター条例の一部を改正する条例の制定について補足説明いたします。

全協資料の３ページをご覧ください。

条例第２条の事業に（５）子育て支援センター、（６）子どもの屋内遊び場、（７）ニュースポーツ広場を追加いたします。

内容は記載のとおりでございます。

施行日は子どもの屋内遊び場及びニュースポーツ広場の利用開始日でございます。

令和７年１２月１９日としております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（酒井圭治君）　第１審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

１１番、上田議員。

○１１番（上田　誠君）　では、質問させていただきます。

これは全協のときにもいろいろご説明いただいたのですが、それをあえてまた今回の席で言わせていただきたいと思います。

と言いますのは、これが土日も当然、要は子どもの遊び場のところでの開催ということになります。

となると、そのときの安全性も含めて、その対応はということで、確かそのときのご回答はシルバー人材の方１名の対応という形だったかと思っています。

間違っていたら、またご訂正いただきたいのですが。

それとか、一応使えるところが当然未就学児を対象にしているっていうことでありましたと思います。

それで、例えば小学校の兄弟さんが見えたときにはどうなるのか。

例えば、遊びに来て未就学児と１年生、２年生の子が一緒に来たときに、一応対象が外れるということで、これについても臨機応変にという形もあったかと思いますが、いろんな中で事故等も含めて、そういうところはある程度きちんと対応のあれがあってもいいのでないかと思うので、そこら辺りを再度また全協でもお聞きしましたけども、お聞きしたいと思います。

○議長（酒井圭治君）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（清水智昭君）　この後にまた子どもの遊び場の条例の説明をさせていただきますが、先にご説明させていただきます。

まず初めが遊び場の条例の中で親御さんの方が安全管理、そういうところをしっかりしていただくっていうことを、条例の中にちゃんと盛り込んでございます。

それで、第４条の第２項のところになります。

これは屋外の公園同様の管理という形になります。

施設につきましては、先ほども申し上げたように、例えば、そのほかに施設のところに１階の方に、老人の方のセンター部分に入らないようにゲート、これも付けて安全管理をするというところもしております。

また、監視カメラ、こういうところでもして、その状況も確認できるというようにしております。

また、今、警察とも協議中ですけども、立ち寄り所となるような形での安全っていうのも配慮をしております。

また、遊ぶところにつきましても注意喚起の看板を設置して、子どもさんをちゃんと見てくださいっていうところもしております。

また、２階のホールのところにカウンターを設けまして、その中で遊び場とニュースポーツが見渡せるようにというところで配慮もしていると、こういうところにも安全確認をちゃんと配慮しているというところでとっております。

以上です。

○議長（酒井圭治君）　ほかにありませんか。

森山議員。

○７番（森山　充君）　これ土日も開けるというお話ですけど、翠荘ですね。

その光熱費はどのぐらい影響があるのでしょうか。

○議長（酒井圭治君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋　晃君）　光熱費につきましては、屋内遊び場の電気量、エアコンでありますとか、照明設備、一年中増えますので、その分の電気量が増額になります。

これ補正予算でも今回提出させていただいております。

あと、２階のトイレですけれども、利用者数に応じて、その分の使用水量、上下水料金がありますので、その分追加するという形で、これも補正予算のほうで今回計上させておりますので、そのときまた改めて説明させていただきます。

○議長（酒井圭治君）　ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

議案第６７号、永平寺町松岡福祉総合センター条例の一部を改正する条例の制定について、第２審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　お諮りします。

本件について第２審議を省略し、第３審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって本件は、第３審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第６７号の第１審議を終わります。

これより、第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論なしと認めます。

採決します。

議案第６７号、永平寺町松岡福祉総合センター条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第６８号、永平寺町子どもの屋内遊び場設置及び管理に関する条例の制定について、を議題とします。

担当課の補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（清水智昭君）　それでは議案第６８号永平寺町子どもの屋内遊び場の設置及び管理に関する条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

議案書３ページお願いします。

条例の制定の趣旨、目的につきましては、先ほど町長の提案のとおりでございます。

松岡福祉総合センター翠荘の２階に、子どもの屋内遊び場を設置しまして、その管理に関する条例等を新たに整備させていただくものでございます。

条例の概要を申します。

２条では、名称として愛称を「えいぱーく」とします。

松岡福祉総合センター翠荘の２階に設置をさせていただきます。

３条では、利用時間及び休日として、別途子どもの屋内遊び場の条例施行規則

で定めます。

開館時間としましては、９時半から１６時半とし、休館日は水曜日のほか、年末年始、１２月２９日から１月３日とするものでございます。

４条では利用できる者の範囲としまして、１つ目に未就学児とその保護者や、その付添人とします。

２つ目に保護者に同伴する児童及び小学生とします。

３つ目に子育てに資する活動、研修等を行う個人または団体とします。

また、条例の第２項におきまして、遊び場の利用の前提として未就学児及び小学生等が遊び場を利用するときは、保護者が同伴し、その安全確保の責任を持たせるというものでございます。

これは、遊び場で未就学児のほか、小学生も入ることが想定されるため、安全確保の面から同伴する保護者に責任を持たせるということでございます。

５条、６条では利用の制限、行為の禁止について。

７条では使用料として無料とします。

８条、９条では原状回復の義務、損害賠償の義務。

１０条では委任として必要な事項については規則で定めるものとします。

条例の施行期日は、令和７年１２月１９日でございます。

以上、簡単でございますが補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君）　第１審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

金元議員。

○６番（金元直栄君）　はい、この議案第６８号、遊び場の、いわゆる管理に関する条例ですが、１１月２６日に示された案から見ると随分変わっていると思います。

どの辺を変更してきたのか、なぜそうしてきたのかというのをご説明お願いしたいと思います。

○子育て支援課長（清水智昭君）　それでは、１１月２６日の全員協議会のときにご説明した点と違うところのご説明をさせていただきます。

変更点につきまして、２点ございまして、第４条のところが変更になっております。

あとは変わりございません。

第４条の第１項の２項を追加しております。

これにつきましては、議会の中のご提案にありましたとおり、未就学児に、例えば、きょうだいの方とかがついてこられたときに、その方を分けて遊んでいただくっていうことがなかなか厳しいっていうところもございまして、その方が中に入って利用するっていうところもございます。

そういうところもありまして、保護者同伴として、その小学生も入っていただくというところに変更させていただいております。

もう１つが、第２項のところで、責任管理っていうところで保護者の方に守っていただくっていうところを付け加えております。

これは、遊び場内で就学児のほかに小学生も利用するために、これは全協の中のご提案がありまして、やっぱり安全確保っていうところで同伴する保護者の方に責任を持っていただくっていうことを追加して盛り込んでいるというところでございます。

以上です。

○議長（酒井圭治君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　ないようですから質疑を終わります。

議案第６８号、永平寺町子どもの屋内遊び場設置及び管理に関する条例の制定について、第２審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　お諮りします。

本件について、第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、本件は第３審議に付すことに決定いたしました。

これより議案第６８号の第１審議を終わります。

これより、第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論なしと認めます。

採決します。

議案第６８号、永平寺町子どもの屋内遊び場設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第６９号、永平寺町ニュースポーツ広場条例の制定について、を議題とします。

担当課の補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（源野陽一君）　それでは、議案第６９号、永平寺町ニュースポーツ広場条例の制定について補足説明をさせていただきます。

議案書６ページをお願いいたします。

この条例につきましては、松岡福祉総合センター翠荘２階に町民の交流の促進と健康増進の充実を図ることを目的とし、ニュースポーツ広場条例を新たに制定するものでございます。

概要をご説明します。

２条では、名称及び位置として、名称を永平寺町ニュースポーツ広場、愛称をえいスポーツとし、松岡福祉総合センター２階に設置します。

３条では、利用時間及び休日として別途施行規則で定めており、開館時間を９時半から１６時３０分とし、休日は水曜日のほか、年末年始とするものでございます。

４条では、利用することができる者の範囲として、１つ目に町内に在住、在勤、在学する者。

２つ目に、町内に事務所を有する者とします。

５条、６条では、利用の制限、行為の禁止について、７条では使用料を無料としております。

８条、９条では、原状回復の義務、損害賠償の義務について、１０条では委任として必要な事項を規則で定めるものとします。

条例の施行期日は令和７年１２月１９日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君）　第１審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

６番、金元議員。

○６番（金元直栄君）　はい、ニュースポーツ広場、児童館と併用してそういうことにするということですが、ニュースポーツといわれますと何々の用具が準備されているのか。

また、ニュースポーツっていいますと、本来は指導者がいないとどうニュースポーツっていうのは種目にしていいのか、分からないっていうこともあると思うんでね。その辺は、指導者の配置なんかは今後、指定されることで考えられることはあるのでしょうか。

○議長（酒井圭治君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（源野陽一君）　貸出備品につきましては、スポーツ吹き矢、室内ボッチャ、ダーツ、モルック、インドアペタンク、スティックリング、ラージボール、卓球の７種目でございます。

指導者につきましては、今後、ニュースポーツ教室などを開催させていただきまして、幅広く町民の方が利用できるような形をとっていきたいと思っております。

○議長（酒井圭治君）　河合町長。

○町長（河合永充君）　ニュースポーツにつきましては、スポーツ協会がもういろんな場所でスティックリング、冬季のスポーツで体を動かすとか、そういったものを細かく今までもやられていますので、そういったところを快適な場所で１年間を通してやっていただくと。

また、スポーツ協会、その場所を使って、いろんな教室等を開いていただいて、普及に努めていく、そういった流れになると思います。

○議長（酒井圭治君）　６番、金元議員。

○６番（金元直栄君）　はい、ある意味、ちょっと子どもたちがいろいろ体験するニュースポーツっていう意味では豊かさが出てくるのではないかなって思いますね。

例えば、テレビなんか見ていますと、小学生なんかがボッチャをやっている。

障害者のスポーツということで日本では紹介されてきたと思うのですが、しかし、小学生がそれに取り組むことによって、かなりの技術向上が望める。

そういうのを見ていると、ああすごいなあって思うところもあるので、これはスポーツ協会がいろいろ考えることだと思うのですが、そういう本当にここにあ

る種目を単にここでだけするのでなしに、ここを拠点にいろいろ学校とか、子どもたちに普及するというようなことは、これを拠点として考えていることはあるのでしょうか。

○議長（酒井圭治君）　教育長。

○教育長（竹内康高君）　はい、今のご質問ですが、拠点という形ではなかなか難しいと思いますね、放課後とか。

ただ、学校のほうでも今、議員おっしゃったように、いろんなニュースポーツについては県のほうとの課題とかでも実施しておりますので、そういったところから、じゃあ自分たちがやってみたいっていうところで、この広場を使っていただくっていう形が今考えているところです。

以上です。

○議長（酒井圭治君）　ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

議案第６９号、永平寺町ニュースポーツ広場条例の制定について、第２審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　お諮りします。

本件について、第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、本件は第３審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第６９号の第１審議を終わります。

これより、第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論なしと認めます。

採決します。

議案第６９号、永平寺町ニュースポーツ広場条例の制定について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

～日程第１０　議案第７０号　永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第１０、議案第７０号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君）　ただいま上程いただきました議案第７０号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

議案書８ページをご覧ください。

人事院勧告の内容に準じ、関係する３つの条例について所要の改正を行うものでございます。

合わせて特別職報酬等、審議会から答申をいただいた議員の月額報酬引上げについて、所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第７０号の提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、第１審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第１１　議案第７１号　永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第１１、議案第７１号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君）　ただいま上程いただきました議案第７１号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

議案書１６ページをご覧ください。

岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を踏まえ、火災予防の実効性を高めることを目的に所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第７１号の提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、第１審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第１２　議案第７２号　永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第１２、議案第７２号、永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君）　ただいま上程いただきました議案第７２号、永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

議案書１８ページをご覧ください。

児童福祉法における児童虐待防止に関する規定が改正されたことに伴い、関係する３つの条例について、所要の改正を行うものでございます。

また、永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例については、栄養士法の改正及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う所要の改正を合わせて行うものです。

以上、議案第７２号の提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、第１審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第１３　議案第７３号　永平寺町議会議員及び永平寺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第１３、議案第７３号、永平寺町議会議員及び永平寺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君）　ただいま上程いただきました議案第７３号、永平寺町議会議員及び永平寺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

議案書２０ページをご覧ください。

令和７年６月４日に施行された公職選挙法施行令の改正内容に準じ、町長選挙、

議会議員選挙の公費負担について、所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第７３号の提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、第１審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第１４　議案第７４号　永平寺町志比南公民館条例の制定について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第１４、議案第７４号、永平寺町志比南公民館条例の制定について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君）　ただいま上程いただきました議案第７４号、永平寺町志比南公民館条例の制定について提案理由を申し上げます。

議案書２１ページをご覧ください。

永平寺町志比南地区の社会教育及び地域の活性化、福祉の増進を図るため、志比南公民館を設置するに当たり、本条例を新たに制定するものです。

以上、議案第７４号の提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、第１審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第１５　発委第２号　永平寺町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第１５、発委第２号、永平寺町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森山議員。

○７番（森山　充君）　ただいま上程いただきました発委第２号、永平寺町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

２４ページをご覧ください。

人事院勧告に付せ、議員期末手当の支給割合の改正を行うため、条例の一部改正を行うものです。

この条例は交付の日から施行としております。

以上、提案理由とさせていただきます。

～日程第１６　議案第７５号　令和７年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第１７　議案第７６号　令和７年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第１８　議案第７７号　令和７年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

～日程第１９　議案第７８号　令和７年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第２０　議案第７９号　令和７年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について～

～日程第２１　議案第８０号　令和７年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第１６、議案第７５号、令和７年度永平寺町一般会計補正予算についてから、日程第２１、議案第８０号、令和７年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算についてまでの６件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君）　ただいま一括上程いただきました議案第７５号、令和７年度永平寺町一般会計補正予算についてから、議案第８０号、令和７年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算についてまでの６件について提案理由を申し上げます。

議案書２７ページをお願いします。

まず、議案第７５号の一般会計では、第１条において歳入歳出それぞれ９億６１０万１千円を追加し、補正後の予算総額を１２４億２，４５２万４千円とするものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は２８ページ以降の第１表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

第２条において、繰越明許費は３２ページの第２表、繰越明許費のとおりでございます。

第３条において、地方債の変更は３３ページの第３表、地方債補正のとおりでございます。

それでは、歳出の主なものについて述べさせていただきます。

４４ページをお願いします。

上段の款２総務費、項１、総務管理費では、目９、防災費において防災体制の強化を図るため、全国瞬時警報システムの改修及び排水ポンプ車の導入を行うものでございます。

４７ページをお願いします。

款３、民生費、項１、社会福祉費では、目３、心身障害者福祉費において扶助費を措置することにより、健全な障害介護サービスの維持を図るものでございます。

５４ページをお願いします。

款６、農林水産業費、項１農業費では、目３、農業振興費において県補助金を活用した機械導入補助により農業者支援を行うものでございます。

５７ページをお願いします。

下段の款８、土木費、項４、都市計画費では、目２、公園費において合併特例債を活用して、上志比中学校旧プールでの公園設備に取り組むものでございます。

６０ページをお願いします。

款１０、教育費、項２、小学校費では、目１、学校管理費において教育環境の充実を図るため、合併特例債を活用して御陵小学校、普通教室等の内装改修に取り組むものでございます。

６１ページをお願いします。

下段の款１０、教育費、項３、中学校費では、目１、学校管理費において教育環境の充実を図るため、合併特例債を活用して永平寺中学校管理棟の内装改修に取り組むものでございます。

６３ページをお願いします。

款１０、教育費、項５、社会教育費では、目３、図書館費において合併特例債を活用して、町立図書館の老朽化している空調設備の改修に取り組むものでございます。

６５ページをお願いします。

款１０、教育費、項６、保健体育費では、目２、体育施設費において国の交付金を活用した松岡庭球場及び緑の村ふれあいセンターの施設改修に取り組むものでございます。

議案書７１ページをお願いします。

次に、議案第７６号の国民健康保険事業特別会計では、第１条において、歳入歳出それぞれ１億１，０４６万円を追加し、補正後の予算総額を１５億８，３６

０万６千円とするものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は７２ページ以降の第１表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

保険給付費におきまして、健全な給付の維持を図るため、療養給付費及び高額療養費を計上するものでございます。

議案書８１ページをお願いします。

次に、議案第７７号の後期高齢者医療特別会計では、第１条において、歳入歳出それぞれ１０８万円を追加し、補正後の予算総額を３億１，９９３万４千円とするものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は８２ページ以降の第１表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

広域圏システムの改修に対する負担金を計上するものでございます。

議案書９０ページをお願いします。

次に議案第７８号の介護保険特別会計では、第１条において、歳入歳出それぞれ１，０２８万５千円を追加し、補正後の予算総額を２２億３９８万３千円とするものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は９１ページ以降の第１表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

令和７年度決算に基づく基金積立金及び令和６年度事業生産に基づく交付金の返還金を計上するものでございます。

議案書１０１ページをお願いします。

次に議案第７９号の町立在宅訪問診療所特別会計では、第１条において、歳入歳出それぞれ１，６２６万４千円を追加し、補正後の予算総額に１億７，０８３万６千円とするものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は１０２ページ以降の第１表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

令和６年度決算に基づく基金積立金を計上するものでございます。

議案書１１０ページをお願いします。

次に議案第８０号、土地開発事業特別会計では、第１条において、歳入歳出それぞれ７３６万４千円を追加し、補正後の予算総額を１，７７０万９千円とするものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は１１１ページ以降の第

１表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

清水宅地の売払いに伴い、一般会計からの貸付金の返還金を計上するものでございます。

以上、議案第７５号から議案第８０号までの提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、第１審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第２２　議案第８１号　令和７年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

～日程第２３　議案第８２号　令和７年度永平寺町下水道事業会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君）　次に日程第２２、議案第８１号、令和７年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてから、日程第２３、議案第８２号、令和７年度永平寺町下水道事業会計補正予算についてまでの２件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君）　ただいま一括上程いただきました議案第８１号、令和７年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、並びに議案第８２号、令和７年度平寺町下水道事業会計補正予算について提案理由を申し上げます。

議案書１１９ページをご覧ください。

まず、議案第８１号の上水道事業会計では、第２条において、水道事業収益を３１０万円減額し、水道事業費用に１０２万５千円を追加し、補正後の収益的収入予算総額を３億５，６１０万９千円、収益的支出予算総額を３億２，０４１万円とするものでございます。

第３条において、資本的支出に１３３万１千円を追加し、補正後の資本的支出総額を３億６，７１８万７千円とするものでございます。

款項の区分及び区分ごとの金額は１２１ページの令和７年度永平寺町上水道事業会計予算実施計画のとおりでございます。

上志比中学校旧プールでの公園整備に伴う上水道施設底地分の土地売買にかかる費用及び人事院勧告に基づく職員人件費を計上するものでございます。

議案書１２９ページをご覧ください。

次に議案第８２号の下水道事業会計では、第２条において下水道事業収益及び下水道事業費用、それぞれ８万２千円減額し、補正後の収益的収入予算総額を、

７億４５３万９千円、収益的支出予算総額を７億４４８万１千円とするものでございます。

第３条においては、資本的収入及び資本的支出にそれぞれ２３０万円を追加し、補正後の資本的収入総額を２億３，７２９万７千円に、資本的支出総額を４億５，２５９万２千円とするものでございます。

款項の区分及び区分ごとの金額は１３１ページの令和７年度永平寺町下水道事業会計予算実施計画のとおりでございます。

公設桝設置申請の増加にかかる費用及び人事院勧告に基づく職員人件費を計上するものでございます。

以上、議案第８１号並びに議案第８２号の提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては、第１審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第２４　議案第８３号　福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第２４、議案第８３号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君）　ただいま上程いただきました議案第８３号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について提案理由を申し上げます。

議案書１３７ページをご覧ください。

組合で共同処理する事務の一部が変更されたことなどに伴い、地方自治法第２８６条、第１項の規定により、規約の変更について議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第８３号の提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、第１審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第２５　議員派遣の件～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第２５、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第１００条、第１３項、及び会議規則第

１２８条の規定により、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思います。

なお、派遣期間、派遣場所、派遣議員等の変更については議長に一任願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元にお配りいたしましたとおり派遣することに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午前１１時１５分　休憩）

（午前１１時１５分　再開）

○議長（酒井圭治君）　休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日は、これをもって散会します。

なお、明日１２月３日から１２月８日までを休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、１２月３日から１２月８日までを休会とします。

なお、１２月９日は午前９時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

本日は、どうもご苦労さまでした。

（午前１１時１６分　散会）